

友渕地域活動協議会規約

令和4年1月15日 改定

友渕地域活動協議会

友渕地域活動協議会規約

第 1 章 総 則

(名称及び事務所)

第 1 条 本会は、友渕地域活動協議会（以下「本会」という。）と称し、事務所を「友渕福祉会館」大阪市都島区友渕町 1-3-110 に置く。

(活動区域)

第 2 条 本会の活動の対象とする区域は、友渕地域（友渕小学校校下）とする。

(目 的)

第 3 条 本会は、友渕地域の各種団体が相互に連絡・協力して地域全住民を対象とした活動を行い、住みよいまちづくりに取り組む。

(構 成)

第 4 条 本会は、別表に定める友渕地域のまちづくりのために活動を行う団体をもって構成する。

(活 動)

第 5 条 本会は、前記の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 本会の予算、決算、広報等の活動に関する事
- (2) 地域コミュニティづくりに関する事
- (3) 地域の防災、防犯、交通安全等に関する事
- (4) 地域福祉や健康づくりに関する事
- (5) 子どもの健全育成や非行防止に関する事
- (6) 生涯学習や文化活動に関する事
- (7) 環境美化に関する事
- (8) スポーツ活動に関する事
- (9) その他、本会の目的達成に必要な事項に関する事

2 なお、次の活動は行わないものとする。

- (1) 営利を目的とする活動
- (2) 宗教の教義を広め儀式行事を行い、信者を教化教育することを目的とする活動
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、これに反対する事を目的とする活動
- (4) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する事を目的とする活動

第 2 章 役員

(役員及び監事)

第 6 条 本会に、次の役員及び監事（以下、「役員等」という。）を置く。

- | | | | |
|---------|-----|---------|----|
| (1) 会長 | 1名 | (4) 会計 | 1名 |
| (2) 副会長 | 若干名 | (5) 監事 | 2名 |
| (3) 総務 | 1名 | (6) 部会長 | 4名 |

(役員等の選任)

第 7 条

- (1) 役員等は、運営委員会において選任する。
- (2) 会長は、運営委員会の中より互選で選任する。
- (3) 監事は、運営委員会の中より互選で選任する。

(役員等の職務)

第 8 条

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときはその職務を代行する。
- (3) 総務は、本会の会務を担当する。
- (4) 会計は、本会の会計を担当する。
- (5) 広報は、本会の広報活動を担当する。
- (6) ① 監事は、本会の会計及び役員の実務執行を監視する。
② 監査の結果、地域活動協議会の業務又は財産に関し不正の行為又は法令、条例及び規則（以下「法令等」という。）若しくは規約に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを地域活動協議会及び都島区長に報告すること。
③ 役員の実務執行の状況又は地域活動協議会の財産の状況について、役員に意見を述べること。

(監事の兼職禁止)

第 9 条 監事は、当該地域活動協議会の役員を兼ねてはならない。

(役員等の任期)

第 10 条

- (1) 役員等の任期は、原則 2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- (2) 補欠により選任された役員等の任期は、前任者の残任期間とする。

第 3 章 運営委員会

(組 織)

第 11 条 運営委員会は、(別表)に定める構成団体の代表者で組織する。

(議決事項)

第 12 条 運営委員会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 予算及び事業計画、決算及び事業報告に関する事項
- (2) 役員等の選任に関する事項
- (3) 友渕地域の「まちづくりビジョン」の策定に係る事項
- (4) 規約に関する事項
- (5) 部会の設置に関する事項
- (6) その他、会務上必要な事項

(開 催)

第 13 条

- (1) 運営委員会は、会長が招集する。
- (2) 運営委員会は、次の場合に開催する。
 - ① 会長が必要と認めたとき
 - ② 運営委員の 5 分の 1 以上から請求があったとき

(議 長)

第 14 条 運営委員会の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数)

第 15 条 運営委員会は運営委員の 2 分の 1 以上の出席がなければ、開会することができない。

(決 議)

第 16 条 運営委員会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した運営委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによることとする。

(書面表決等)

第 17 条

- (1) 止むを得ない理由のため、運営委員会に出席できない運営委員は、書面を持って表決し、又は他の運営委員を代理人として表決を委任することができる。
- (2) この場合、定足数及び決議の規定の適用については、その運営委員は

出席したものとみなす。

(議事録)

第 18 条 運営委員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 運営委員の現在数及び出席者数（書面表決及び表決委任者を含む。）
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

議事録は、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名押印するものとする。

(会議録の作成及び公開)

第 19 条 活動区域の住民（以下「地域住民」という。）、その他利害関係者が、運営委員会の議事録の閲覧を請求したときは、これを閲覧させなければならない。

- (1) この会議録は当該年度終了後、5 年間保存しなければならない。

(運営委員会事務局)

第 20 条 運営委員会に事務局を設ける。

(運営委員会事務局の業務)

第 21 条 運営委員会事務局の業務は以下のとおりとする。

- (1) 運営委員会の開催準備
- (2) 年間事業計画案及び予算案の策定
- (3) 補助金申請及び精算に係る書類等の作成
- (4) その他組織の運営に必要なこと

(運営委員会事務局員)

第 22 条 運営委員会事務局員は、運営委員会が選任する。

第 4 章 部 会

(部会の設置)

第 23 条 会長は、運営委員会の議決により、専門的な事項について活動を行う部会を設置することができる。

(部会の組織)

第 24 条 本会に、次に掲げる部会を置き、それぞれ次の事業を行う。

- (1) 第 1 部会（防火防犯・交通・災害救助・安全・防災・緑化・環境部会）

同上に関する事業

(2) 第2部会（地域福祉・募金部会）

高齢者支援・子育て・福祉・日赤・共同募金活動等に関する事業

(3) 第3部会（体育・青少年指導部会） 子どもや青少年に関する事業

(4) 第4部会（IT・広報部会） 広報活動に関する事業

各部会に、部会長1名、副部会長若干名、部会会計1名を置く。

各部会長は、必要に応じ部会を招集し、議長を担う。部会長に事故あるとき又は部会長がかけたときは、副部会長がその職務を代行する。

第5章 事業及び会計

（事業計画及び予算）

第25条

- (1) 本会の事業計画及び予算は、前項に定める部会長からの報告をもとに会長がその案を作成し、運営委員会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。
- (2) 部会長は、部会の事業計画案及び予算案を作成し、会長に報告しなければならない。

（事業報告及び決算）

第26条

- (1) 本会の事業報告及び決算は、前項に定める部会長からの報告をもとに会長が作成し、監事の監査を受け、毎年度事業終了後3ヶ月以内に、運営委員会の承認を受けなければならない。
- (2) 部会長は、部会の事業報告案及び決算案を作成し、会長に報告しなければならない。
- (3) 監事による監査結果について、地域住民その他利害関係者からの閲覧の請求があったときは、正当な理由のない限り、これを閲覧させなければならない。

（会計帳簿の整備及び公開）

第27条

- (1) 本会は、会計の透明性を確保するため、会計に関する帳簿を整備する。
- (2) 地域住民、その他利害関係者から閲覧の請求があったときは、正当な理由がない限り、これを閲覧させなければならない。
- (3) この会計帳簿は当該年度終了後、5年間保存しなければならない。

（事業年度）

第28条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第 6 章 規約の変更

第 29 条

この規約は、運営委員会において3分の2以上の同意を得なければ、変更することができない。

第 7 章 雑 則

(委 任)

第 30 条

この規約の施行に関し必要な事項は、運営委員会の議決を経て、会長が別に定める。

(役員等の解任)

第 31 条

役員が次の各号のいずれかに該当するときは運営委員の3分の2以上の同意により当該役員を解任することが出来る。

- (1) 運営委員としての資格を喪失したとき。
- (2) 職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (3) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があるとき。

2. 前項該当者から弁明を求める申出があれば運営委員会において、その機会を付与しなければならない。

3. 本会の構成団体が、本会の事業運営を阻害する事及び規約の規定に反する事を行ったと認められるときは、当該団体を本会から除名することが出来る。この場合において前項1及び2に定める手続きを準用する。

(附則)

平成26年 1月25日 施行

平成30年12月 8日 改定

令和 4年 1月15日 改定